

医師が産前産後に利用できる制度まとめ

	適用就業規則		
	臨床研修医	診療医	常勤（教員等）
常勤・非常勤	非常勤	非常勤	常勤
産前休暇	出産予定日の前日から8週間 (短縮可) 無給	出産予定日の前日から8週間 (短縮可) 無給	出産予定日の前日から8週間 (短縮可) 有給
産後休暇	出産日翌日から8週間 ¹⁾ 無給	出産日翌日から8週間 ¹⁾ 無給	出産日翌日から8週間 ¹⁾ 有給
育児休業	取得可 子供が1歳になるまで ²⁾ (要件により延長可)	取得可 子供が1歳になるまで ²⁾ (要件により延長可)	取得可 子供が3歳になるまで ²⁾
育児休業給付金	給付可(原則卒後2年目以降) ※給付にあたっては各種条件あり。 担当；病院課臨床研修係	給付可 ※給付にあたっては各種条件あり。 担当；病院課病院管理係	給付可 ※給付にあたっては各種条件あり。 担当；総務課給与係
産前産後休暇・ 育児休業中の兼業	兼業禁止	規制する内規はないものの、育児休業給付金を受給している場合返納が必要になる可能性がある。	兼業規程に基づく許可が必要 ※育児休業等の趣旨に照らし合わせて、一般的には許可は困難と考えられる。

1) 産後6週間を経過した職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた場合は除く

2) 父母同時取得に係る制限はあるものの、適用される就業規則に問わず男性も取得可